

平成27年度 人事行政の運営等の状況について

「胎内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、胎内市職員の任用、給与、勤務条件などの人事行政の運営状況についてお知らせいたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況

平成27年度（H27.4.1～H28.3.31）の状況は、全体で採用者10人、退職者18人となっています。

① 採用者の状況

(単位：人)

区分	事務	専門	技能労務	保健師	保育士	合計
競争試験	上級	4				4
	中級		1		1	2
	初級	2				2
選考	技師					0
	その他		1		1	2
派遣終了						0
再任用						0
合計	6	2	0	0	2	10

② 退職者の状況

(単位：人)

区分	事務	専門	技能労務	保健師	保育士	合計
定年退職	8				1	9
勸奨退職	2		1			3
普通退職	2	2		2		6
死亡退職						0
退職派遣						0
再任用終了						0
合計	12	2	1	2	1	18

(2) 職員数に関する状況（平成27年4月1日現在）

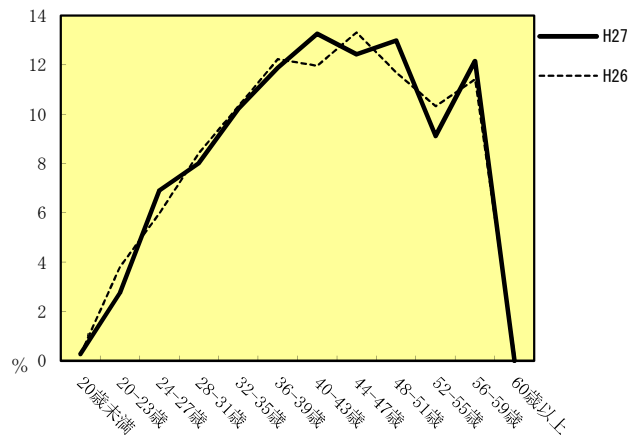
① 部門別職員数の状況

部門	職員数(人)			
	26年	27年	増減	
普通会計	議会	3	3	0
	総務	65	59	▲6
	税務	18	18	0
	民生	89	88	▲1
	衛生	29	31	2
	農林水産	32	32	0
	商工	9	11	2
	土木	21	20	▲1
	小計	266	262	▲4
	教育部門	65	64	▲1
小計	331	326	▲5	
公営企業等	水道	11	9	▲2
	下水道	9	10	1
	その他	17	17	0
	小計	37	36	▲1
合計	368	362	▲6	
	[412]	[412]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する給与支給対象職員数です。
 2 合計欄[]内の数値は、条例定数の合計です。
 3 水道には公営企業法非適用の簡易水道事業を含んでいます。

② 年齢別職員構成の状況

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	1	10	25	29	37	43	48	45	47	33	44	0	362



2 職員の給与及び定員管理の状況

(1) 人件費の状況（平成27年度普通会計決算）

(単位：人、千円、%)

住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度人件費率
30,558	16,140,663	734,661	2,585,435	16.0	16.0

(注) 人件費には、特別職の報酬も含まれています。

(2) 職員給与費の状況（平成27年度普通会計決算）

(単位：人、千円)

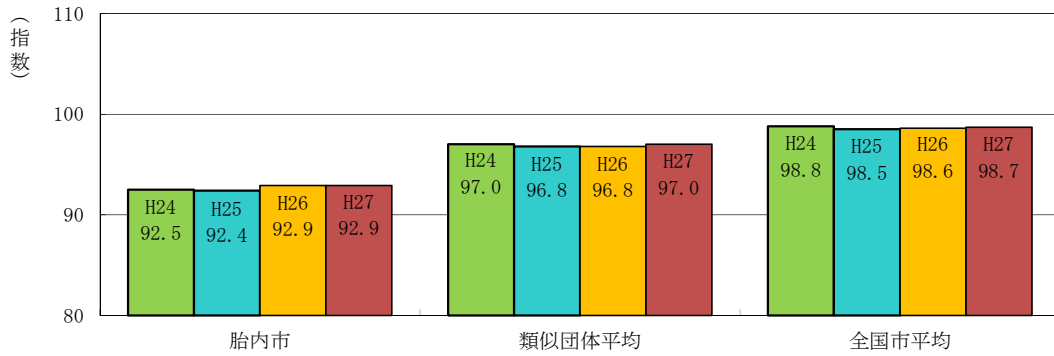
職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
326	1,160,143	127,849	439,443	1,727,435	5,299

(注) 職員数・給与費は一般職に係るものです。
 職員手当には児童手当を含み、退職手当を含んでいません。

(3) 特記事項

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。
 4 この指数による給与水準は新潟県内において、20市中15番目（30市町村中18番目）となっています。
 5 また、平成27年度の技能労務職のラスパイレス指数は、105.7となっています。

(5) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

ア 一般行政職

（単位：歳、円）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
胎内市	42.2	304,059	339,512	326,059
新潟県	43.2	333,646	408,312	363,277
国	43.5	334,283	—	408,996
類似団体平均	42.8	322,071	377,770	346,741

- (注) 1 一般行政職は、地方公務員給与実態調査上の区分で、全職種のうち税務職、医師職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、企業職、技能労務職、教育職を除いた職種です。
 2 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

イ 技能労務職

（単位：歳、人、円）

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
胎内市	48.5	50	304,054	324,415	322,150	—	—	—	—
うち技能員 (用務員)	49.5	20	304,490	320,002	318,736	用務員	54.6	200,300	1.6
うち学校給食 調理員	48.6	7	307,586	323,223	322,971	調理士	43.9	228,900	1.41
うち自動車 運転員	47.0	1	298,300	371,195	328,716	自家用乗用 自動車運転者	59.3	178,300	2.08
新潟県	51.8	482	355,575	397,021	379,280	—	—	—	—
国	50.2	2,994	289,141	—	328,318	—	—	—	—
類似団体平均	50.2	19	308,367	332,564	320,380	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
胎内市	—	—	—
うち技能員 (用務員)	5,163,148	2,774,400	1.86
うち学校給食 調理員	5,217,985	3,073,600	1.7
うち自動車 運転員	5,769,821	2,214,000	2.61

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成24～26年の3ヶ年平均）
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 3 民間の類似職種のうち「用務員」は全国平均値、「調理士」及び「自家用自動車運転者」は新潟県の平均値です。
 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

ウ 福祉職（保育士ほか）

（単位：歳、円）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
胎内市	39.7	268,253	282,444	283,511
国	42.3	332,279	—	381,205
類似団体平均	41.3	292,706	317,519	302,251

② 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

（単位：円）

区分	胎内市	新潟県	国	
一般行政職	大学卒	174,200	180,800	174,200
	高校卒	142,100	146,500	142,100
技能労務職	高校卒	139,500	144,200	—
	中学卒	127,700	131,500	—

（注）1 初任給は、学校卒業後すぐに採用された場合の月額です。

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

（単位：円）

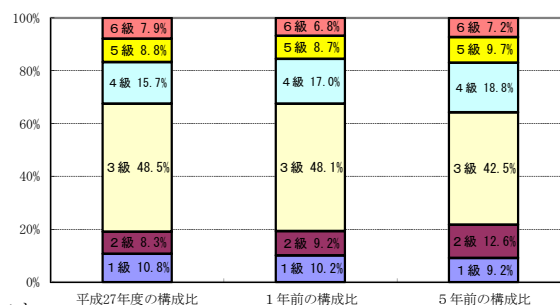
区分	経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年	
一般行政職	大学卒 注2	242,950	注2 324,589	注2 368,150	注2 386,133
	高校卒 注2	208,483	注2 286,043	325,383	注2 354,700
技能労務職	高校卒	該当者なし	注2 268,975	注2 291,600	注2 315,638
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

（注）1 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験等がある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

2 当該経験年数毎の該当者が3人以下のため、近似経験年数のデータとなっています。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長、事務局長、支所長	16人	7.9%
5級	参事	18人	8.8%
4級	係長、主査	32人	15.7%
3級	主任	99人	48.5%
2級	主事・技師	17人	8.3%
1級	主事・技師	22人	10.8%



（注）1 胎内市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、1月1日を評定基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しました。
- 昇給への勤務成績の反映状況
人事評価は未実施ですが、勤務成績良好であったものについては、昇給区分に差はありませんでした。

(8) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

胎内市	国
1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,343千円	—
（平成27年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 （1.45月分）（0.75月分）	（平成27年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 （1.45月分）（0.75月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）1（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 公営企業職員は含みません。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

- 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、1月1日を評定基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しました。
- 勤勉手当への勤務成績の反映状況
人事評価は未実施ですが、勤務成績良好であったものについては成績率に差を設けず一律の支給を行いました。

② 退職手当（平成27年4月1日現在）

胎内市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)	
1人当たり 平均支給額	7,040 千円	21,397 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員（派遣職員を除く）に支給された平均額です。

③ 特殊勤務手当

27年度決算	支給実績	3千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	1,000円
	職員全体に占める手当支給職員の割合	0.8%
	手当の種類（手当数）	2

(注) 診療所医師に対するものを含みません。

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫業務	なし	290円/日
		家畜伝染病防疫業務	なし	380円/日
行旅病人等収容手当	行旅病人救護、埋葬等に従事する職員	行旅病人救護、埋葬業務	3千円	行旅病人 290円/回 行旅死亡人 1,000円/回
診療所勤務医師手当	診療所に勤務する医師	診療業務	2,400千円	200,000円/月
研究手当	診療所に勤務する医師	診療技術研究業務	360千円	30,000円/月
往診手当	診療所に勤務する医師	往診業務	600千円	50,000円/月

(注) 公営企業職員を含みません。

④ 時間外勤務手当

27年度決算	支給実績	33,027千円
	職員1人当たり平均支給年額	106千円
26年度決算	支給実績	44,021千円
	職員1人当たり平均支給年額	138千円

(注) 1 休日給（休日勤務手当）を含みます。

(注) 2 公営企業職員を含みません。

⑤ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国	国の制度と異なる場合の 国の制度	平成27年度決算	
				支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・その他1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合の1人目は、11,000円)	同	—	36,656千円	215,621円
住居手当	・借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている場合、家賃額に応じて 最高 27,000円	同	—	15,755千円	321,526円
通勤手当	・電車、バス利用者 55,000円 ・自動車等(交通用具)利用者 2,000~31,600円	同	—	16,040千円	63,651円
管理職手当	・総務課長、総合政策課長、財政課長 40,000円 ・会計管理者、上記3課長以外の課長 35,000円 ・事務局長、支所長 ・診療所長 50,000円 ・管理指導主事 40,000円	異	国は役職に応じて 最高 139,300円	8,400千円	442,105円
宿日直手当	観光宿泊施設等の宿直勤務に従事した職員	同	—	378千円	75,600円
初任給調整手当	医師の人材確保のための手当	同	—	4,960千円	4,959,600円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員（診療所長は除く。）が臨時又は緊急の必要等により次の勤務をした場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務した場合 1回 10,200円 (ただし、6時間を超える場合は150/100) ・週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 1回 5,100円	異	国は役職に応じて ・週休日又は休日等 最高 18,000円 ・週休日又は休日等以外の日	なし	—
地域手当	民間賃金水準の高い地域に勤務する職員に対し、給与水準を調整するために支給する 東京都特別区・・・給料月額18%	異	支給対象地域を東京都特別区に限定	559千円	559,050円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までにおいて胎内市に在職する職員世帯等の区分に応じて 月額7,360円~17,800円	同	—	22,220千円	64,219円

(注) 1 公営企業職員を含みません。

2 宿日直手当、管理職員特別勤務手当以外は月額です。

(9) 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給料月額等	類似団体における最高／最低額
給料	市長	733,000円（815,000円）	1,010,000円 / 440,000円
	副市長	603,000円（635,000円）	800,000円 / 552,000円
	教育長	510,000円（537,000円）	(資料なし)
報酬	議長	340,000円	528,000円 / 304,000円
	副議長	276,000円	450,000円 / 264,000円
	議員	250,000円	420,000円 / 249,000円
期末手当	市長 副市長 議長 副議長 議員	(平成27年度支給割合) 6月期 1.475 月分 12月期 1.675 月分 3.15 月分	
	教育長		
退職手当	市長	815,000円×在職月数×44%	(任期满了時)
	副市長	635,000円×在職月数×26%	(任期满了時)
	教育長	537,000円×在職月数×20%	(任期满了時)

(注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 類似団体における最高／最低額については、平成27年4月1日現在の数値です。

(10) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成24年4月1日～平成28年4月1日における定員管理の数値目標

平成23年4月1日 (計画前)職員数	平成28年4月1日 職員数(目標)	純減数	純減率
389 人	360 人	29 人	7.5 %

(注) 職員数に教育長は含まれません。

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要 (単位:人)

部 門	区 分	23年	24年	25年	26年	27年	28年	最終目標
		計画前期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
一般行政	職員数	275	272	274	267	263		254
	増減		▲3	2	▲7	▲4		▲22
教 育	職員数	68	69	68	66	64		67
	増減		1	▲1	▲2	▲2		▲1
公営企業 等会計	職員数	40	40	38	37	36		39
	増減		0	▲2	▲1	▲1		0
退職派遣者	職員数	6	3	1	0	0		0
	増減		▲3	▲2	▲1	0		▲6
合 計	職員数	389	384	381	370	363		360
	増減		▲5	▲3	▲11	▲7		▲29

(注) 1 計画期間は、24年度～28年度の5年間です。

2 職員数は各年とも4月1日現在の人数です。

(11) 公営企業職員の状況(水道事業)

① 職員給与費の状況(平成27年度決算)

(単位:千円、%)

総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
519,630	121,576	55,481	10.7	10.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 11,827千円を含まない。(単位:人、千円)

職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
10	35,850	4,075	13,178	53,103	5,310

(注) 1 職員数は、「平成27年地方公営企業決算状況調査」における職員数です。

2 職員手当には、児童手当を含み、退職手当は含まれていません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	(単位:歳、円)
胎内市	44.9	328,203	464,873	
全国団体平均	44.9	348,021	517,229	

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 全国団体平均については、平成27年4月1日現在の数値で、政令指定都市を除きます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

胎内市（水道事業）		胎内市（水道事業以外）	
1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,387千円		1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,343千円	
（平成27年度支給割合） 期末手当 1.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.60月分 (0.75月分)		（平成27年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.60月分 (0.75月分)	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

胎内市（水道事業）			胎内市（水道事業以外）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり 平均支給額	—	—	7,040 千円	21,397 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員が1人または、いないため掲載しておりません。

ウ 時間外勤務手当

27年度決算	支給実績	1,311千円
	職員1人当たり平均支給年額	146千円
26年度決算	支給実績	977千円
	職員1人当たり平均支給年額	140千円

(注) 休日給（休日勤務手当）を含みます。

エ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	平成27年度決算	
		支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	公営企業職員以外の職員と同様	1,247千円	207,750円
住居手当	公営企業職員以外の職員と同様	170千円	170,400円
通勤手当	公営企業職員以外の職員と同様	232千円	25,822円
管理職手当	公営企業職員以外の職員と同様	420千円	420,000円
寒冷地手当	公営企業職員以外の職員と同様	695千円	69,540円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成27年4月1日現在）

全職員について、労働基準法の限度内である1日7時間45分、1週間38時間45分となっています。

1週間の 勤務時間	1日の勤務時間		
	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30 17:15	12:00～13:00

(注) 一般職の標準的な勤務時間です。

(2) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、一の年ごとに20日付与（途中採用者を除く。）され、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

【参考】平均取得日数

総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	(参考)H26年 平均取得日数
a	b	a/b	
2,641	330	8.0	7.8

(注) 平成27年中の取得状況で、平成27年中の採用者及び退職者、長期的な療養休暇等を取得した者などを除いています。

(3) 特別休暇等の導入状況（平成27年4月1日現在）

種 類		付与日数	
特別休暇	公民権公務	選挙権の行使	必要と認められる期間
		証人等としての出頭	必要と認められる期間
	母性保護	産前産後休暇	産前8週間、産後8週間
		妊産婦の健康診断	必要と認められる期間
		妊婦の通勤緩和	1日1時間以内
		生理休暇	連続する2日以内
		育児時間	1日2回、各30分以内
	家族看護	妻の出産	2日以内
		子の看護休暇 (小学校就学前の子)	年5日以内（子が2人以上の場合は10日以内）
		男性職員の育児参加	1日又は1時間単位で年5日以内
		短期介護	年5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
	慶弔	忌引休暇	1日～10日
		父母の追悼	1日以内
		結婚休暇	連続する5日以内
	災害等	災害による現住居の滅失等	7日以内
		災害又は交通機関の事故等による出勤困難	必要と認められる期間
		災害による退勤困難	必要と認められる期間
	その他	夏季休暇	5日以内
		骨髄ドナー休暇	必要と認められる期間
		ボランティア休暇	5日以内（東日本大震災の被災地でのボランティア活動は7日）
療養休暇		療養のためやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（90日以内）	
介護休暇	配偶者、父母、子等の介護	連続する2週間以上6月の範囲内	
組合休暇	職員団体活動	30日以内で必要とする時間	

(4) 療養休暇の取得状況（平成27年1月1日～12月31日）

（単位：人）

	取得者数合計	療養休暇承認期間別内訳					
		15日以下	15日超 30日以下	30日超 50日以下	50日超 70日以下	70日超 90日以下	90日超
男 性	7	2	2	0	0	1	2
女 性	4	2	1	0	0	0	1
合 計	11	4	3	0	0	1	3

(注) 1 前年度から引き続き休暇を取得した職員については通算期間としています。
2 90日を超えてなお療養を要する場合は、分限休職処分とされます。

(5) 介護休暇の取得状況（平成27年1月1日～12月31日）

（単位：人）

	取得者数合計	介護休暇承認期間別内訳					
		1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
男 性	0	0	0	0	0	0	0
女 性	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

(6) 育児休業及び部分休業の取得状況（平成27年1月1日～12月31日）

（単位：人）

	取得者数合計	育児休業及び部分休業承認期間別内訳					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
男 性	0	0	0	0	0	0	0
女 性	3	0	0	3	0	0	0
合 計	3	0	0	3	0	0	0

(注) 平成27年中に新たに育児休業又は部分休業を取得した職員です。

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、法律又は条例に定められた事由に該当した場合に、職員の意に反してその身分に不利な変動をもたらす処分のことをいい、地方公務員法第28条に規定されています。

分限処分には、降任・免職・休職・降給の4種類があります。

① 分限処分者数（平成27年度）

(単位：人)

処分手由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	6	0	6
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	6	0	6

(注) 同一の者が複数回にわたり分限処分とされた場合は重複計上しています。

地方公務員法第28条第4項により失職した者	0
地方公務員法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	0

② 休職状態にある者の数（平成27年度）

(単位：人)

処分手由	人数
心身の故障の場合	3
刑事事件に関し起訴された場合	0
条例で定める事由の場合	0
合計	3

(注) 休職処分とされていた者の実数です。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分のことをいい、地方公務員法第29条に規定されています。

懲戒処分には、免職・停職・減給・戒告の4種類があります。

懲戒処分者数（平成27年度）

(単位：人)

処分手由	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	2	1	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	1	0	1
合計	0	0	3	1	4

5 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。

この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの服務上の制約が課されています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況（平成27年度）

① 階層別研修（委託）

研修名	受講者数
新採用職員研修	7人
一般職員研修第1部	9人
一般職員研修第2部	9人
主任・主査研修	8人
係長研修	7人
課長級研修	4人

② 専門研修（委託）

研修名	受講者数
税務事務基礎研修	2人
固定資産税事務基礎研修(固定資産税課税)	1人
固定資産税事務基礎研修(家屋・償却)	1人
固定資産税事務基礎研修(土地)	2人
市町村民税事務基礎研修	2人
財務事務基礎研修	2人
出納事務・決算事務基礎研修	2人
新地方公会計事務基礎研修	1人
訴訟事務基礎研修	2人
情報公開・個人情報保護制度研修	2人
人事評価者基礎研修	1人
説明力向上研修	2人
ファシリテーター養成入門講座	3人
保育士等のコミュニケーション力向上研修	1人
業務改善研修	1人
部下指導力向上研修	1人
民法（家族法）	1人
法制執務	5人

(注) ①②は新潟県市町村総合事務組合に委託しています。

③ その他研修（市主催等）

研修名	研修内容	受講者数
新採用職員研修	基礎的知識の習得、議会傍聴	7人
情報系GIS操作講習会	情報系GISの操作（初級、応用）研修	20人
人権・同和職員研修会等	講話	168人
男女共同参画研修（WLB）	講話	50人
接遇・クレーム対応研修	講話	54人
メンタルヘルス研修会	講話	191人
コンプライアンス研修	講話	218人
人事評価に係る評価者訓練	講話	80人
災害時応援視察研修	視察等	37人

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定は、地方公務員法第40条の規定に基づき、職員の能力開発、資質の向上及び適材適所の人事配置に必要な人事管理の基礎資料として活用するために実施するものです。

被評定者	評定者	調整者
課長、局長、支所長等	副市長、教育長	市長
参事、係長、園長	課長、局長、支所長等	副市長、教育長
係員（保育士等を含む）	参事、係長、園長等	課長、局長、支所長等
技能労務職員	本庁	参事、係長
	施設	校長、係長、園長等

評定基準日及び期間 基準日1月1日、期間1月1日～12月31日

評定結果の活用 職員の能力開発、適材適所の人事配置、人事管理上の基礎資料

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の給付事業等の概要

胎内市の常勤職員は、新潟県市町村職員共済組合に加入して、短期給付（医療給付等）や長期給付（年金等）等を受けることができます。

① 短期給付事業（医療給付等）

法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付（療養の給付、出産費など）
	休業給付	休業した場合に支払われる給付（出産手当金、育児休業手当金など）
	災害給付	災害時に支払われる給付（弔慰金、災害見舞金など）
附加給付	法定給付以外の給付（一部負担金払戻金など）	

② 長期給付事業（年金等）

老齢・退職給付	老齢厚生年金	原則として、被保険者（組合員）期間などが25年以上で、かつ、65歳以上であるとき支給
	退職年金	原則として、組合員期間が1年以上で、かつ、65歳以上で退職しているとき支給
障害給付	障害厚生年金 障害手当金	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態になったとき支給
	公務障害年金	公務による病気やケガにより障害の状態になったとき支給
遺族給付	遺族厚生年金	在職中または退職後に死亡したとき支給
	公務遺族年金	公務による病気やケガにより死亡したとき支給

(2) 胎内市職員互助会

福利厚生事業	民謡流し・各種スポーツ大会、退職者送別会等
給付事業	結婚祝金、出産祝金、弔慰金、見舞金等

(3) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するため、労働安全衛生法および胎内市職員安全衛生管理規程に基づき、総括管理者、産業医、安全衛生推進者、衛生管理者等の選任や衛生委員会の設置などを行っています。主な活動としては、所属毎の職場環境チェックシートの実施、産業医・衛生委員による職場巡視、衛生委員会の開催です。また、今年度は平成28年度から開始となるストレスチェックの実施に向けて詳細な審議を行いました。

(4) 職員の健康管理

職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、毎年定期健康診断を実施しているほか、健康管理研修会等を実施しています。

定期健康診断	平成27年8月に実施
健診後の管理	健康診断未受診者と要精検者への受診勧奨
健康管理研修会	平成27年7月に姿勢改善講習会を実施
	平成27年9月にメンタルヘルス研修会を実施
	平成27年11月に姿勢講習会を実施

(5) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に対する措置要求制度および不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に対する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して地方公共団体の当局が適切な措置を講じるよう要求する制度であり、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。

勤務条件に関する措置要求	0件
不利益処分に関する不服申立	0件

8 職員の競争試験及び選考の状況

(単位：人)

試験区分	職種	申込者数	受験者数	合格者数	
競争試験	上級	一般行政	31	26	3
	中級	管理栄養士	5	5	1
		一般事務	21	17	4
	初級	土木	2	1	1
	計		59	49	9
選考	管理指導主事	1	1	1	

(注) 1 平成27年度の実施状況（平成28年度採用者）

2 管理指導主事は、県教育委員会からの割愛派遣によるもの